

頁	改訂前	改訂後	備考																														
表紙	宅地造成の手引 平成30年4月 横浜市建築局	宅地造成の手引 令和2年4月 横浜市建築局	改訂時期の修正																														
21～23	<p>第2編 宅地造成に関する工事の手続 第2章 許可の手続</p> <p>3 許可申請に必要な図書</p> <p>(5) 審査に必要な図面等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO.</th> <th>図面の種類</th> <th>縮尺</th> <th>明示すべき事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>現況図</td> <td>1/500以上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 方位 宅地の境界線(申請区域) 申請区域内及びその周辺の道路・河川・水路・その他公共施設の位置、形状及び状況 既存敷地・家屋及び擁壁等の位置 1メートルの標高差を示す等高線 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 実測に基づくものを使用してください。 開発区域境界は、赤色で明示してください。 </td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>公図の写し</td> <td>1/600</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 方位、閲覧場所、年月日 宅地の境界線(申請区域) </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	NO.	図面の種類	縮尺	明示すべき事項	備考	2	現況図	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 宅地の境界線(申請区域) 申請区域内及びその周辺の道路・河川・水路・その他公共施設の位置、形状及び状況 既存敷地・家屋及び擁壁等の位置 1メートルの標高差を示す等高線 	<ul style="list-style-type: none"> 実測に基づくものを使用してください。 開発区域境界は、赤色で明示してください。 	12	公図の写し	1/600	<ul style="list-style-type: none"> 方位、閲覧場所、年月日 宅地の境界線(申請区域) 		<p>第2編 宅地造成に関する工事の手続 第2章 許可の手続</p> <p>3 許可申請に必要な図書</p> <p>(5) 審査に必要な図面等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO.</th> <th>図面の種類</th> <th>縮尺</th> <th>明示すべき事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>現況図</td> <td>1/500以上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 方位 宅地の境界線(申請区域) 申請区域内及びその周辺の道路・河川・水路・その他公共施設の位置、形状及び状況 既存敷地・家屋及び擁壁等の位置 1メートルの標高差を示す等高線 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 実測に基づくものを使用してください。 宅地の境界線は、赤色で明示してください。 </td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>公図の写し</td> <td>1/600</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 方位、閲覧場所、年月日 宅地の境界線(申請区域) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 宅地の境界線は、赤色で明示してください。 宅地の境界や公図の筆界が判別しにくい場合は、拡大図等を添付してください。 </td> </tr> </tbody> </table>	NO.	図面の種類	縮尺	明示すべき事項	備考	2	現況図	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 宅地の境界線(申請区域) 申請区域内及びその周辺の道路・河川・水路・その他公共施設の位置、形状及び状況 既存敷地・家屋及び擁壁等の位置 1メートルの標高差を示す等高線 	<ul style="list-style-type: none"> 実測に基づくものを使用してください。 宅地の境界線は、赤色で明示してください。 	12	公図の写し	1/600	<ul style="list-style-type: none"> 方位、閲覧場所、年月日 宅地の境界線(申請区域) 	<ul style="list-style-type: none"> 宅地の境界線は、赤色で明示してください。 宅地の境界や公図の筆界が判別しにくい場合は、拡大図等を添付してください。 	<p>表現の統一</p> <p>追記</p>
NO.	図面の種類	縮尺	明示すべき事項	備考																													
2	現況図	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 宅地の境界線(申請区域) 申請区域内及びその周辺の道路・河川・水路・その他公共施設の位置、形状及び状況 既存敷地・家屋及び擁壁等の位置 1メートルの標高差を示す等高線 	<ul style="list-style-type: none"> 実測に基づくものを使用してください。 開発区域境界は、赤色で明示してください。 																													
12	公図の写し	1/600	<ul style="list-style-type: none"> 方位、閲覧場所、年月日 宅地の境界線(申請区域) 																														
NO.	図面の種類	縮尺	明示すべき事項	備考																													
2	現況図	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 宅地の境界線(申請区域) 申請区域内及びその周辺の道路・河川・水路・その他公共施設の位置、形状及び状況 既存敷地・家屋及び擁壁等の位置 1メートルの標高差を示す等高線 	<ul style="list-style-type: none"> 実測に基づくものを使用してください。 宅地の境界線は、赤色で明示してください。 																													
12	公図の写し	1/600	<ul style="list-style-type: none"> 方位、閲覧場所、年月日 宅地の境界線(申請区域) 	<ul style="list-style-type: none"> 宅地の境界線は、赤色で明示してください。 宅地の境界や公図の筆界が判別しにくい場合は、拡大図等を添付してください。 																													
26	<p>第2編 宅地造成に関する工事の手続 第3章 工事施行に係る手続</p> <p>3 工事の変更等(法第12条)</p> <p>(2) 軽微な変更の届出(法第12条第2項、規則第26条、細則第13条)</p> <p>次に掲げる軽微な変更については、造成主は、変更の許可を受ける必要はありませんが、遅滞なく、「宅地造成に関する工事の変更届出書」を提出しなければなりません。</p> <p>ア 造成主、設計者又は工事施行者の変更</p> <p>イ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更</p> <p>なお、設計者の変更については、「宅地造成に関する工事の変更届出書」に加え、許可時の設計者の承諾を証する書面(設計者変更についての申出書)を添付してください。</p>	<p>第2編 宅地造成に関する工事の手続 第3章 工事施行に係る手続</p> <p>3 工事の変更等(法第12条)</p> <p>(2) 軽微な変更の届出(法第12条第2項、規則第26条、細則第13条)</p> <p>次に掲げる軽微な変更については、造成主は、変更の許可を受ける必要はありませんが、遅滞なく、「宅地造成に関する工事の変更届出書」を提出しなければなりません。</p> <p>ア 造成主、設計者又は工事施行者の変更</p> <p>イ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更</p> <p>なお、「ア 造成主、設計者又は工事施行者の変更」については、氏名若しくは名称(法人代表者の氏名)又は住所の変更も含まれます。また、設計者の変更については、「宅地造成に関する工事の変更届出書」に加え、許可時の設計者の承諾を証する書面(設計者変更についての申出書)を添付してください。</p>	追記																														
66、67	<p>第3編 宅地造成技術基準～設計編～ 第6章 その他の基準</p> <p>3 申請区域の外周部分の盛土高さ</p> <p>本文(略)</p> <p>参考図 22-① 本文なお書きの例</p> <p>参考図 22-② 各号ただし書の例</p> <p>参考図 22 適用除外の例</p>	<p>第3編 宅地造成技術基準～設計編～ 第6章 その他の基準</p> <p>3 申請区域の外周部分の盛土高さ</p> <p>本文(略)</p> <p>参考図 22-① 本文なお書きの例</p> <p>参考図 22-② 各号ただし書の例</p> <p>参考図 22 適用除外の例</p>	<p>参考図 22-②中の現況地盤の位置を修正</p>																														

頁	改訂前	改訂後	備考
103 ～ 121	<p>第5編 資料集 第1章 擁壁の標準構造図</p> <p>第2節 鉄筋コンクリート造擁壁</p> <p>(1A～逆L3 全タイプ)</p> <p>標準構造図 略</p> <p>条 件</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 鉄筋の許容引張応力度</p> <p style="text-align: center;"><u>196N/mm²以上</u></p> <p>6. 略</p> <p>7. 略</p>	<p>第5編 資料集 第1章 擁壁の標準構造図</p> <p>第2節 鉄筋コンクリート造擁壁</p> <p>(1A～逆L3 全タイプ)</p> <p>標準構造図 略</p> <p>条 件</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 鉄筋の許容引張応力度</p> <p style="text-align: center;"><u>196N/mm²以上 (D16 以下 SD295)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>215N/mm²以上 (D19 以上 D29 未満 SD345)</u></p> <p>6. 略</p> <p>7. 略</p>	鉄筋の生産・流通・施工状況など実状に合わせた使用鉄筋に伴う鉄筋の許容引張応力度の修正
131	<p>(排水施設の構造)</p> <p>第18条 前条の排水施設の構造は、同条各号に掲げる排水施設の位置に応じ、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとし、政令第13条各号に定めるもののほか、次の技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 道路となるべき部分に設置することとなる排水施設は、日本 <u>工業</u> 規格該当品 <u>または</u> それと同等以上の強度を有する材料を使用し、砂利及びコンクリート等により基礎を <u>ほどこす</u> こと。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>別表(第18条第1号) (略)</p> <p>(備考) (略)</p>	<p>(排水施設の構造)</p> <p>第18条 前条の排水施設の構造は、同条各号に掲げる排水施設の位置に応じ、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとし、政令第13条各号に定めるもののほか、次の技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 道路となるべき部分に設置することとなる排水施設は、日本 <u>産業</u> 規格該当品 <u>又は</u> それと同等以上の強度を有する材料を使用し、砂利及びコンクリート等により基礎を <u>施す</u> こと。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>別表(第18条第1号) (略)</p>	横浜市宅地造成等規制法施行細則の改正に伴う修正
裏表紙	<p>宅地造成の手引</p> <p>(略)</p> <p>平成30年4月一部改訂</p> <p>発行 横浜市建築局</p>	<p>宅地造成の手引</p> <p>(略)</p> <p>平成29年4月一部改訂</p> <p><u>令和2年4月一部改訂</u></p> <p>発行 横浜市建築局</p>	改訂日の追加